

「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年六月十五日通商産業省令第五十二号）」新旧対照条文

（下線部分は変更部分）

改正案

現行

<p>（学歴又は資格及び実務の経験の内容）</p> <p>第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p>		免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	経験年数
		第一種電気主任技術者免状	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業（大	電圧五万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和が五年以上
<p>（学歴又は資格及び実務の経験の内容）</p> <p>第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p>		免状の種類	学歴又は資格	実務の内容	経験年数
		第一種電気主任技術者	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）若しくはこれと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業（大学院においては修了。以下同じ。）した者	電圧五万ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和が五年以上

<p>第二種電 気主任技 術者免状</p>	
<p>学院においては 修了。以下同じ。） した者</p> <p>二 一に掲げる者 以外の者であつ て、第二種電氣 主任技術者免状 の交付を受けて いるもの</p>	<p>一 学校教育法に よる大学若しく はこれと同等以 上の教育施設で あつて、経済産 業大臣が告示で 定める基準に適 合するものとし て認定を受けた ものの電氣工学 に関する学科に おいて、第七条 第一項各号の科 目を修めて卒業 した者</p> <p>二 学校教育法に よる短期大学若 しくは高等専門 学校又はこれら</p>
<p>電圧五万ボルト 以上の電氣工作 物の工事、維持 又は運用</p>	<p>電圧一万ボルト 以上の電氣工作 物の工事、維持 又は運用</p>
<p>第二種電氣 主任技術者 免状の交付 を受けた後 五年以上</p>	<p>卒業前の経 験年数の二 分の一と卒 業後の経験 年数との和 が三年以上</p>

<p>第二種電 気主任技 術者免状</p>	
<p>二 一に掲げる者 以外の者であつ て、第二種電氣 主任技術者免状 の交付を受けて いるもの</p>	<p>一 学校教育法に よる大学若しく はこれと同等以 上の教育施設で あつて、経済産 業大臣の認定を 受けたものの電 氣工学に関する 学科において、 第七条第一項各 号の科目を修め て卒業した者</p> <p>二 学校教育法に よる短期大学若 しくは高等専門 学校又はこれら</p>
<p>電圧五万ボルト 以上の電氣工作 物の工事、維持 又は運用</p>	<p>電圧一万ボルト 以上の電氣工作 物の工事、維持 又は運用</p>
<p>第二種電氣 主任技術者 免状の交付 を受けた後 五年以上</p>	<p>卒業前の経 験年数の二 分の一と卒 業後の経験 年数との和 が三年以上</p>

<p>第三種電 気主任技 術者免状</p>	
<p>一 学校教育法に よる大学若しく はこれと同等以 上の教育施設で あつて、経済産 業大臣が告示で 定める基準に適 合するものとし</p>	<p>三 一及び二に掲 げる者以外の者 であつて、第三 種電気主任技術 者免状の交付を 受けているもの</p> <p>学校又はこれら と同等以上の教 育施設であつて、 経済産業大臣が 告示で定める基 準に適合するも のとして認定を 受けたものの電 気工学に関する 学科において、 第七条第一項各 号の科目を修め て卒業した者</p>
<p>電圧五百ボルト 以上の電気工作 物の工事、維持 又は運用</p>	<p>電圧一万ボルト 以上の電気工作 物の工事、維持 又は運用</p>
<p>卒業前の経 験年数の二 分の一と卒 業後の経験 年数との和 が一年以上</p>	<p>第三種電気 主任技術者 免状の交付 を受けた後 五年以上</p> <p>年数との和 が五年以上</p>
<p>第三種電 気主任技 術者免状</p>	
<p>一 学校教育法によ る大学若しくは これと同等以上 の教育施設であ つて、経済産業 大臣の認定を受 けたものの電気 工学に関する学</p>	<p>三 一及び二に掲 げる者以外の者 であつて、第三 種電気主任技術 者免状の交付を 受けているもの</p> <p>と同等以上の教 育施設であつて、 経済産業大臣の 認定を受けたも のの電気工学に 関する学科にお いて、第七条第 一項各号の科目 を修めて卒業し た者</p>
<p>電圧五百ボルト 以上の電気工作 物の工事、維持 又は運用</p>	<p>電圧一万ボルト 以上の電気工作 物の工事、維持 又は運用</p>
<p>卒業前の経 験年数の二 分の一と卒 業後の経験 年数との和 が一年以上</p>	<p>第三種電気 主任技術者 免状の交付 を受けた後 五年以上</p> <p>年数との和 が五年以上</p>

て認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者	二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者	三 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設であつて、経済産
電圧五百ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	電圧五百ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	
卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和が二年以上	卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和	

科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者	二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者	三 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設であつて、経済産
電圧五百ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	電圧五百ボルト以上の電気工作物の工事、維持又は運用	
卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和が二年以上	卒業前の経験年数の二分の一と卒業後の経験年数との和	

	<p>業大臣が告示で定める基準に適合するものとして認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者</p>		<p>が三年以上</p>
	<p>業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項各号の科目を修めて卒業した者</p>		<p>が三年以上</p>

附則

(新設)

1 | この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 | この省令の施行の際現に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けた者とみなす。